



Title	新出吐魯番文書に見える唐龍朔年間の哥邏祿部落破散問題
Author(s)	栄, 新江
Citation	内陸アジア言語の研究. 2008, 23, p. 151-185
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/16555
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

新出吐魯番文書に見える 唐龍朔年間の哥邏祿部落破散問題

栄 新 江
西 村 陽 子 (訳)

1997 年以来、特に 2004 年から 2006 年にかけて、新疆の吐魯番（トゥルファン、Turfan）地区では、十六国時代から唐代にかけての文書が次々に出土した。2005 年 10 月、筆者は吐魯番地区文物局の委託を受けて、「新獲吐魯番出土文献整理小組」を組織し、これらの文書の整理を開始した。

ここでは、そのうちの龍朔年間（661－663）の哥邏祿（Qarluq, カルルク）部落の破散問題に関する案巻のみを取り上げ、文書整理の成果と初歩的な研究を提示する。大方の指正を請う次第である。

1. 文書の接合と復原後の録文

近年新たに収集された吐魯番文書の中に、一組の「哥邏祿」に関する文書が存在する。この文書は様々な鞋の形に切断されており、ばらばらに破れ、合計 36 片の断片になっている。2006 年の「五一〔黄金週間〕」の期間に、整理小組の人員が吐魯番地区博物館に赴き、困難な努力を経て、原巻に基づいて様々な接合案を出し、鞋様のたたみ方や元の状態・残片の対応関係・二次利用の際に塗られた色・紙の継ぎ目や痕跡・唐朝公文書の紙の長さや幅など、さらに内容の前後・時間の前後などの要素を勘案して、最終的には、これらの文書の大部分の残片の相対的な位置を、おおむね妥当だと考えられる水準で復原しえた。一部の残片は直に接合し、一部は、直接には接合はできなかったが、上下で対応させることが可能であった。

これは、哥邏祿部落の破散問題を処理した、ひとまとまりの案巻である。

* 本稿で扱う文書の録文・接合結果は、全て「新獲吐魯番出土文献整理小組」全体の成果である。史睿・雷聞・朱玉麒・蘇航・荒川正晴・劉安志諸氏は、本稿に対して多くの訂正を施してくれた。ここに特に記して感謝したい。

文書の前後で、異なる官府が発出した行文中に、同一の文書の内容が抄録されている。書写した人物たちが極めて真面目に写しているため、往々にして一文字も欠けておらず、そのため、多くの残欠した文字を相互に補充できた。前後に残された、異なる官府が処理した同一の事件に関する文書を参照しながら、残欠した文字を補う際、往々にして外観から復原した紙幅に入る文字数と一致した。我々の文書整理の正式な録文集、『新獲吐魯番出土文献』⁽¹⁾の中では、文書整理の原則に照らして、文書が残欠している部分は文字を補っていない。そのため、ここで提供する整理小組の録文は、原文書の行款・形式を維持するという前提の下に、欠欠符号〔 〕の中に、その他の部分に保存されている文字に依拠して、確定できる欠失文字を補い、読者が文書全体の文意を理解する便宜を図った。このような補充作業を行わなければ、多くの残片は、読み通すことができないだけでなく、読者にとっても、我々が何故このように排列したのかを理解できないからである。

以下では、先に接合・補充後の残巻の文字を録出し、その後接合・補充の理由を説明する。

(一) (A) 組

(前缺)

- 1 〔 〕□□〔 〕
- 2 〔牒件〕狀如前，〔牒至准狀，謹〕牒。
- 3 〔龍朔二年〕田月十五日
- 4 府白逢湍
- 5 □□參軍德
- 6 〔史〕 〔
- 7 〔十月□日受〕□日〔行判〕
- 8 〔錄事 檢無〕稽失
- 9 〔□曹判錄事〕玆⁽²⁾勾訖
- 10 〕十張
- 11 〕牒爲析處半達官□〔 〕并譯牒泥熟□□

(1) 榮新江・李肖・孟憲実『新獲吐魯番出土文献』，北京：中華書局，待刊。

(2) 「玆」字は原文書では朱筆に作る。

(B)組

- 13 []□□[]
- 14 [燕]然都護府[哥邏祿步失達]官部落壹阡帳
- 15 [西州]都督[府 得□□月□日牒]稱：今年三月
- 16 [□日□]府[得東都尚書省□□]月十八日牒稱：
- 17 [□得金滿州刺史沙陁□□]□稱：前件[部落]⁽³⁾
- 18 [□□人□破，從金山散出□]部落等[]
- 19 [既奉 敕]□於□[]
- 20 [百姓]望請發[遣 處. 奉]元年十一[月]□
- 21 [日 敕，]宜令燕[然與西州相知，]發遣還大漠□.
- 22 [即]差柳中縣丞[□客師，]充使往金滿州發
- 23 遣。今得客師狀稱：[至金]滿州，得哥邏祿咄俟斤
- 24 烏騎支狀，上件部[落奉] 敕令還大漠都督府，
- 25 敕未到，百姓逐水，[各種少]多麥田。其羊馬蓬
- 26 [雪，未有草]□蓄足，[瘦弱不得度]□入磧，百姓小弱
- 27 [累重，]無食[□種，百姓望請]申奏，聽
- 28 [敕處分，去]住[固]州。哥邏祿部落被[賊]破散，騎施
- 29 [□差西行，□□□□首領百姓當遂]表奏，請發遣
- 30 []到州日，即差
- 31 []狀，見種少多麥
- 32 []□猶未有□□[]
- 33 []領，此已牒金滿州[]
- 34 []者，金滿州[]
- 35 []差使，牒□[]
- 36 []同彼所，准 敕勒[]
- 37 [□其□ 須要待此使，然始付使還州。牒至，]
- 38 [請准 敕發遣，此府道路通日，當即差使安穩。]

(3) この部分は、本体を離脱した残片である。文字は「部」と見えるようなので、暫くここに置く。

(後缺)

(二)

(前缺)

- 1 [自西]
- 2 行,恐其侵漁,不許□
- 3 人,遂便上表,申其本
- 4 [情,爰降] 綸言,放
- 5 [還部落,□日] 奉
- 6 [敕發遣,□□] 已種麥

-
- 7 [田,麥田不] 收,收訖,無
 - 8 [容□□□□] □□□

(中缺兩行)

- 9 □首領發遣,使至,無
- 10 更遷延,所差官典□
- 11 諮定,定訖牒知,仍關功,
- 12 倉,騎三司,准式仍牒
- 13 金滿州[與燕然]相知,速即
- 14 發遣, [燕]
- 15 然都護[府]
- 16 []日
- 17 □[]
- 18 []差員□[]-----
- 19 []本縣□[]
- 20 [] 六[]

(後缺)

(三) (C) 組

(前缺)

- 1 []哥邏祿步失達官[部落壹阡帳]

(中間接續不明)

- 2 [西州都督]府得□[□月□日牒稱：今年三月]
3 [□日□府得東]都尚書省[□□月十八日牒稱：]
4 [□得金滿]州刺史沙陁[□□稱：前件部落]
5 [□□□]□破，從金山散[□ 部落等]
6 []□既奉 敕[]□於□]
7 []百姓望請發遣[]處。奉元[年十一]
8 [月□日] 敕，宜令燕[然與西]州相知，發遣
9 [還大漠]□，即差柳中縣丞□客師充[使往]
10 [金滿州發遣。今得]客師狀稱：至金滿州，[得哥]
11 [邏祿咄俟斤烏騎支]狀，上件部落奉
12 敕令還大[漠都督]府， 敕未到，百姓逐
13 水，各種少多[麥田。其]羊馬逢雪未有草[□醫]
14 足，瘦弱不得度山入磧，百姓小弱累重，[無食]
----- (背有押署殘字，正背均有騎縫“西州都督府之印”)
15 □種，百姓望請中奏，聽 敕處分，去住甘州。
16 哥邏祿部落被賊破散，騎施□差西行，[□□]
17 [□□]首領百姓當遂表奏，請發遣□[□]
18 [□□□□□□□□□□□□] 敕[到州日]
19 [即差□□□□□□□□□□□□□□□□]狀，見]
20 [種少多麥□□□□□□□□□□□□□□]
21 猶未有[]
22 領，此已牒金[滿州]
23 者，金滿州[]
24 差使，牒□[]
25 同彼所，准 敕勒[]□其□[]
26 須要待此使，然始付使還州。牒至，請准
27 敕發遣，此府道路通日，當即差使安稽置。
28 [大漠都]督府哥邏祿步失達官部落壹千帳被□
29 []帖金滿之兩權待[]以金滿□

----- (背有押署殘字, 正背均有騎縫“西州都督府之印”)

30 []自西行,恐其侵漁,不許□人,遂便上

31 表,申其本情,爰降⁽⁴⁾綸言,敕還部落

32 □日奉 敕發遣,□□已種麥田,麥田不

33 收,收訖,無容□ []

34 □凶醜既摧, [] 首領

35 發遣,使至,無[]更遷延,所差官典 []

36 □慈訓往,今 []

37 []

38 [] 龍朔□年 []

39 [] 府□□□

40 [] 判戶曹珎

41 史□慈達 []

(下有一行餘白)

42 西州都督府 [] 燕然⁽⁵⁾都護府牒壹爲領大漠都督府 []

43 部落 []

44 [] 上件牒向金滿發遣,其 []

45 [] □狀報其部落去年爲 []

46 [] 並悉向金山,其□□見無□領之處,謹 []⁽⁶⁾

47 [] 請裁,謹牒.

48 龍朔三年 [] 典康義 []

49 付 []

(後缺)

(四) (D) 組

1 [] 哥邏祿[]失達官部落 []

2 [] 稱:前件部落□ []

(4) 「綸」の上には、もともと糸偏、つまり「綸」字の偏が記されている。この字の上を空格にすべきことを忘れて書いてしまい、ここで止めて、改めて空格を設けて書いたのであろう。

(5) この字は右脇に小字で加えられている。

(6) この字は右脇に小字で加えられている。

- 3 []百姓今見何在, 今欲[]
 4 []所願不者, 謹審, 但前件[]
 5 []打投此部落居住, 去年[]
 6 []種麥田, 收麥之後, 首領六人[]
 7 []移向金山, 唯有五十帳去, 此[]
 8 []使人到來, 首領並已入京去住, []
 9 []須待首領將, 牒[]
 10 []牒.
 11 龍朔三年正月[]
 (後缺)

(五) (E) 組

(前缺)

- 1 龍朔[]年[]
 2 [府□□□]
 3 [□□]判戶曹弥
 4 史[慈]達[]
 5 十月六日受, 即日[行判]
 6 錄事 檢[無稽失]
 7 功曹判錄事 彦寶[勾訖]
 8 []都督府爲[收]領大漠⁽⁷⁾哥邏祿步[失達官]
 9 []使人相知發遣大漠都督府[]
 10 []慈訓差充使往[]
 11 [][阡]帳還燕然三⁽⁸⁾□[]
 (後缺)

(六)

(前缺)

(7) 「大漠」の二文字は脇に小字で加えられている。

(8) この字は左脇に書かれている。その上に文字の痕跡がひとつあり、塗りつぶして消されたように見える。「三」字の位置は不明だが、暫くここに置く。

- 1 []入京至[]
- 2 []京時[]
- 3 []聽處[]

(後缺)

接合の原則については上述した。結果的に、この文書に属する 36 の断片のうち、残存文字数が少ない 3 片の紙片を除いて、その他の残片は五組に分類できる。第(一)組から第(五)組まで番号を附した。この五組の断片の一組一組の中でも、一部の残片については直接接合できないものもあるが、相対的な位置は基本的に確定可能である。というのも、記されている内容はすべて関連する事柄であるため、個別のものとなっているこれらの文書も、もとは貼りつがれて一つの案巻に属していたと考えられるからである。

各組の接合や相互の関連の状況については、『新獲吐魯番出土文献』の解題において既に詳しい解説を附しているので、ここでは省略する。

2. 文書内容の考釈と関連する名詞の解説

内容から見て、この案巻は、哥邏祿部落の破散問題の処理に関する文書を貼りついでまとめたものである。文書は、紙の継ぎ目と内容に基づいて、A－E の合計 5 組に分類できる。以下に、組ごとに文書の内容を簡単に述べ、またその内の一部の用語について説明を附す。

A 組：

第(一)組の紙の継ぎ目より前は、前の一組の文書の最後にある受文と抄目部分で、A 組に含められる。継ぎ目より後ろにある文書の年代は龍朔三年(663)正月であることから、第3行目で欠けている年次は、「龍朔二年(662)」であると推測する。「月十五日」の上の月次については、横一角の左端が残っており、最も可能性の高い選択肢は「十」である。「七」の可能性もあるが、文書は燕然都護府から西州に届いており、時間はそれほどかからないはずである。このため、我々は「龍朔二年十月十五日」と定める方向に傾いている。A 組と後続の文書は、内容の上では直接関係はないが、やはり哥邏祿部落の破散問題に関する文書に属すると考えられる。第9行の「玕」は、おそらく

(三) 第 40 行にみえる「[□□] 判戸曹玠」と(五) 第 3 行の「[□□] 判戸曹玠」であろう。いくつかの箇所筆跡が共通しているため、我々は、彼の文書の上での位置・残画および「某曹判録事」の勾官署名の形式に基づいて、「[某曹判録事] 玠」と復原した。(三)(五) は共におそらく西州都督府の牒文であるため、同一人物を示す二つの「玠」に依拠して、A 組も西州都督府の牒文案巻であると判定できる。玠はここで朱筆を使って書写しており、彼がこの案巻の勾官であり、案巻を整理し、勾検〔とりしらべ〕を行う際に署名したことを示している。

この部分の案巻の前には、原本では少なくとも四通の牒文が前に貼られていたはずである。すなわち第一件目の牒文は、「析處半達官(後欠)」に関する事であり、残欠のため、具体的内容は不明である。第二件目の牒文は、上の牒文を翻訳した後に「泥熟□□(下欠)」に発給したものである。第三・四件目の牒文は同様の事件を庭州と安西都護府に報告し、処分を仰いだものである。牒文の発給先と、後ろで署名している官吏からみて、これらの牒文は、おそらく、西州都督府が燕然都護府の牒文を接受した後、各方面に宛てて発給したものである。

第一件目の牒文事目は、「析處半達官(後欠)」である。その中の「達官」については、解釈しやすい。これは突厥語の *tarqan* の音訳で、「達干」にも作り、突厥可汗の身邊にいる行政官の称号である。⁽⁹⁾「處半」も突厥語で、『旧唐書』卷一九四下、突厥伝には、西突厥沙鉢羅可汗が統べる咄陸五啜の下には、「鼠尼施處半啜」があり、弩失畢五俟斤の下には、「哥舒處半俟斤」がある、と記されている。⁽¹⁰⁾ともに官名の前に記されており、ここでの用法と一致する。

「析」は「折」とも考えられる。左側にみえる偏は、はっきりとは書かれていない。しかし、どちらの字であっても、上掲の史籍に見えるように、「處半」の前の部落名称と見なすことはできない。上下の文から見て、この「析」は動詞であり、この牒の目的が、處半達官の人衆を離析するにあることを示している。

第二件目の牒文事目に見える「泥熟」の二文字は字が曲がっているが、基

(9) H. W. Bailey, "Turks in Khotanese Texts," *Journal of the Royal Asiatic Society* 1939, p. 91 参照; 護雅夫『古代トルコ民族史研究』I, 東京: 山川出版社, 1967 年, 46 頁。
(10) 『旧唐書』卷一九四下, 突厥伝, 下, 北京: 中華書局, 1975 年, 5186 頁。

本的には確定できる。惜しいことに、下の二文字あるいは一文字については、我々は最後まで比定できなかった。「泥熟」あるいは「泥孰」は、突厥ではよく見られる人名である。⁽¹¹⁾以下で、関係する時代の例をいくつか提示する。

1. 『旧唐書』卷一九四下、突厥伝には、貞觀初に、西突厥泥孰莫賀設が可汗に立てられ、咄陸可汗となり、貞觀八年(634)卒したと記されている(5182 - 5183 頁)。

2. 『旧唐書』卷一九四下：貞觀十二年(638)に、西突厥の西部は欲谷設を立てて乙咄咄陸可汗とした。乙咄咄陸可汗はその部将である「泥孰啜の自ら擅に所部の物を取るを以て、之を斬りて以て徇う；尋で泥孰啜の部将胡祿居の襲う所と爲り、衆多く亡逸し、其の國大いに亂る」。(5185 頁)

3. 貞觀十三年(639)四月、唐朝に降った東突厥の突利可汗の弟結社率が叛乱を起こすと、唐朝は「乃ち懷化郡王阿史那思摩に姓李氏を賜い、立てて泥熟俟利苾可汗と爲し、鼓纛を賜い、其の種落を率いしめ」た。しかし、泥熟俟利苾可汗と薛延陀は互いに攻撃しあい、衆を失ったことにより、貞觀十八年に「輕騎もて入朝」するよりほかなくなった。その石像が太宗昭陵に置かれており、題名は「突厥乙彌泥孰俟利苾可汗・右武衛大將軍阿史那李思摩」⁽¹²⁾となっている。⁽¹³⁾

4. 『旧唐書』卷一九九、鉄勒伝：「〔貞觀〕十六年(642)、其の叔父、沙鉢羅泥熟俟斤を遣して來りて婚を請い、馬三千匹を獻ず」(5345 頁)。

(11) 吐魯番発見の中古ペルシャ語の贊美詩の題記の中に、Nyjwk という名が見える。これは突厥語のペルシャ語転写形である。F. W. K. Müller, "Ein Doppelblatt aus einem manichäischen Hymnenbuch (Mahnâmâg)," *Abhandlungen der Preussischen Akademie der Wissenschaften* 1912, Berlin: Verlag der Königl. Akademie der Wissenschaften, 1913, p. 39; D. Durkin-Meisterernst, *Dictionary of Manichaean Middle Persian and Parthian*, Turnhout: Brepols, 2004, p. 252 参照。

(12) 『唐会要』卷九四、北突厥条、上海：上海古籍出版社、1991 年、2002 - 2003 頁。李思摩の詳細な状況については、鈴木宏節「突厥阿史那思摩系譜考——突厥第一可汗國の可汗系譜と唐代オールドスの突厥集団」『東洋学報』第 87 卷第 1 号、2005 年、37 - 68 頁参照。

(13) 『唐会要』卷二〇、陵議条、458 頁。李思摩およびその他のいくつかの石人像の残骸が近年発見され、立てられていた位置も判明した。張建林「唐昭陵考古的重要收穫及幾点認識」、黃留珠・魏全瑞主編『周秦漢唐文化研究』第 3 輯、西安：三秦出版社、2004 年、254 - 258 頁；張建林・史考「唐昭陵十四國蕃君長石像及題名石像座疏証」、西安碑林博物館編『碑林集刊』第 10 集、西安：陝西人民美術出版社、2004 年、82 - 88 頁。

5.『旧唐書』卷一八五、李素立伝：「貞觀中……時に突厥鐵勒部、相率いて内附し、太宗、其の地に瀚海都護府を置きて以て之を統べ、素立を以て瀚海都護と爲す。又た闐泥孰別部有り、猶ほ邊患を爲す。素立、遣使して招諭し、之を降す」(4786頁)。

6.『旧唐書』卷六二、李大亮伝：「時に頡利可汗敗亡し、北荒の諸部、相率いて内屬す。大度設・拓設・泥熟特勤、及び七姓種落等有り、尚ほ伊吾に散在す。大亮を以て西北道安撫大使と爲し、以て之を綏集し、降附する所多し」(2388頁)。

7.『旧唐書』卷一九四下、突厥伝では、西突厥の弩失畢五俟斤の一を次のように記している：「四に曰く、阿悉結泥孰俟斤」(5186頁)。

8.『旧唐書』卷一九四下、突厥伝：「貞觀二十三年(649)、右驍衛郎將高侃を遣し、潛かに迴紇・僕骨等の兵衆を引きて之(車鼻可汗)を襲撃す。其の酋長、歌邏祿泥孰闕俟利發、及び拔塞匍處木昆莫賀咄俟斤等、部落を率いて車鼻に背き、相率いて來降す」(5165頁)。

以上で示した、「泥孰莫賀設(baya šad)」・「泥孰啜(čor)」・「泥熟俟利苾可汗(eltäbär qayan)」・「泥熟俟斤(irkin)」・「泥熟特勤(egin)」・「泥孰俟斤(irkin)」・「泥孰闕俟利發(köl eltäbär)」といったいくつかの例は、すべて官称の前の人名とするべきである。この他に、「闐泥孰別部」もある。これらの当時の歴史上の人物、および本文書に記されている「泥孰」は、いずれも哥邏祿泥孰闕俟利發が率いる部落と関係がある可能性が高い。泥孰闕俟利が史籍に現れる年代は文書よりも若干早い、彼の活動範囲は漠北の燕然都護府の管轄地区内にあり、また、哥邏祿部落の酋長でもある。このため、この文書の中に出現する泥孰某某というのは、彼の子孫が率いる部落である可能性も残る。

第三件目の牒文は、西州から庭州に宛てたものである。庭州は、唐朝が貞觀十四年(640)に高昌を占領した後、山北にある西突厥支配下にあった可汗浮図城(今の吉木薩爾^{ジムサル}県の北)に設立した直轄州で、唐朝が漠北の突厥に関する事務を処理するための重要基地である。

第四件目の牒文は、西州から安西に宛てたものである。安西はすなわち安西都護府のことであり、貞觀十四年にトルファン盆地の交河城に設置された。顯慶三年(658)、唐朝は、西突厥の阿史那賀魯の叛乱を鎮圧した後、安西都

護府を龜慈に移駐させ、タリム盆地のオアシス王国を支配させた。

哥邏祿破散問題は、天山以北の地域で発生した事件であるにも関わらず、西州は、これに関する状況を安西都護府に報告している。これらの状況から見て、当時のこの事件の重要性を看取できる。また唐朝が漠北の事務を処理する際に安西と相互に連絡を取っていたことも見て取れる。

B組：

第（一）組の紙の継ぎ目より後ろ、すなわち第13行－38行と、第（二）組の文書は、B組に属する。文書の上には、「燕然都護府之印」が捺してある。そのため、この組の文書は、おそらく燕然都護府が西州都督府に送った牒文で、関連状況を通報し、関係する牒状文などを抄録したものである。

燕然都護府については、『唐会要』巻七三、安北都護府条に次のように記されている。

（貞觀）二十一年（647）正月九日、以鐵勒回紇等十三部內附、置六都督府、七州。……至四月十日、置燕然都護府、以揚州司馬李素立爲都護、瀚海等六都督、阜蘭等七州、並隸焉。……龍朔三年二月十五日、移燕然都護府於迴紇部落、仍改名瀚海都護府。其舊瀚海都督府、移置雲中古城、改名雲中都護府。仍以磧爲界、磧北諸蕃州悉隸瀚海、磧南並隸雲中。（1557－1558頁）

この文書の年代の下限は、燕然都護府が存在した時間によって判断できる。すなわち、燕然都護府が瀚海都護府と改名する龍朔三年二月十五日以前と考えられる。

第（一）組文書の第13－38行の部分は、下に貼り継がれた西州都督府の文書（第三組）に、完全に抄録されているため、相互に欠損した文字を補うことができる。

本件の燕然都護府文書の内容は、おおよそ下記の如くである。

文書の初めには、発出側である燕然都護府の名を記し、下に事項の名称を記す。すなわち、「哥邏祿歩失達官部落壹阡帳」破散問題である。改行して、受領側である西州都督府の名を記し、その後に空格を入れ、続けて牒文を記す。

その前に貼られている龍朔二年十月十五日の文書と、後ろの龍朔三年正月の文書を参照すると、本文書の年代は、龍朔二年十月十五日以後、龍朔三年

正月以前であることが判る。そのため、ここである「今年」とは、龍朔二年を指す。二年三月時に、燕然都護府が得た東都洛陽某月十八日の報告には、次のように記されていた。「唐朝が北庭境内に設置した羈縻州である金満州の刺史、沙陀氏某人は唐廷に報告した。『哥邏祿歩失達官部落が賊に打ち破られ、金山地区から散出しました。哥邏祿部落の百姓は難に遭っているのです。唐朝廷が移動させて、行き先に安置されることを願い奉ります』」、というものである。実際には、燕然都護府は、この前に、龍朔元年十一月某日の朝廷の勅文を得ている。勅文は、燕然都護府に対して、この事件に関して西州都督府と相互に通知し、哥邏祿歩失達官部落の部衆を哥邏祿大漠都督府のものと居住地に送還させようとするもので、西州には、これに従って柳中県丞□客師を使に充て、金満州に赴いて送還の事宜を処理させる、というものであった。

「如今」（龍朔二年十月中旬以後）、再度西州に發文した。これは□客師の状に次のように書いてあったためである：「金満州に到着したのち、哥邏祿の首領である咄俟斤烏騎支の状文を得たところ、次のように述べていました。『上件部落は、龍朔元年の勅令を奉じて大漠都督府に帰還しようとしたのですが、勅が到着する前に、百姓は水のある地を追って移動しており、すでに各々麦を植えておりました。彼らが放牧して養っている羊馬は、風雪に遭い、備蓄の草料もないため、やせ衰えて再び山を越え沙漠に入ることはできず、そのため大漠都督府の駐地に還ることはできません。百姓は弱り疲れ切っており、食……ありません。そのため、百姓は申奏して、甘州地方に行って居住することをお許しいただけるように願っております。哥邏祿部落は賊のために破散せられ、（烏）騎施は□（奉）差西行しようとしたものの、部落の首領・百姓は表奏して、……へ移動させていただくことを願っています』」。以下の文言は残断しており、不明箇所が多くある。だいたい、唐朝は金満州管轄地に到達した哥邏祿部落を、大漠都督府に迅速に送り返すことを望んでおり、燕然都護府と金満州の連絡により、送還の事宜を手配させようとしている。しかし、哥邏祿部落は、大漠都督府に通じる道が賊によって阻まれているため、暫くは道路の不通、および播種した麦田が未だ収穫を迎えていないという事実を理由に、金満州界内にとどまることを希望しているようである。最後には、おそらく、いったん道路が通じれば、使者を派遣して難に遭った

部衆を安置すると述べている。

第(二)組文書の文字は比較的大きく、毎行の字数も少なく、正式の牒文の文字には見えない。おそらく、龍朔二年十月十五日以後に西州が燕然都護府から受け取った牒文の後ろの判文であり、内容から言って、B組に入れるべきものである。その中で、「朝廷は詔を下して哥邏祿部落を本土に帰還させようとしており、本来は即日送還するべきである。しかし、百姓が麦田に播種しているため、麦の収穫を待った後、首領らの統率によって帰還し、遷延してはならない」と述べている。その他にも、差遣した官典などは関係部門に問い合わせ、確定した後に、西州都督府に通知し、同時に西州の功・倉・騎三司に發文し、さらに金満州および燕然都護府に牒し、迅速に送還することを希望する、と述べている。

いくつかのキーワードには説明が必要である。

文書は「東都尚書省」に触れており、これによって朝廷の勅文が、当時高宗がいた東都洛陽から発送されてきたことが判る。『資治通鑑』巻二〇〇から二〇一に拠ると、高宗は顯慶四年(659)閏十月に東都に至り、その後は并州等の地に赴くことはあっても、長安には帰らず、龍朔二年(662)三月にようやく東都を離れ、四月に京師に至った。文書中の「(東)都尚書省」の文字は、あるいは龍朔二年三月以前に東都尚書省から発出された牒文であることを示しているのかも知れない。

文書中で残欠している「州刺史沙陀□」の前には、「金満」の二字を補える。後はその名前であるが、いくつ文字があるのか判然としない。我々は、処月部首領は沙陀であることを知っている。史籍には、金満州都督は、通例として沙陀氏が担っていたことが記されている。そのため、ここの州は、必然的に金満州を指していると考えられる。前には「金満」の二字を補うべきである。

文書では、唐朝はこの問題进行处理する担当官として、柳中県丞□客師を派遣し、彼が金満州に赴いて問題进行处理する、と述べている。『新唐書』巻四三、地理志は、金満州について次のように記している：「金満州都督府。永徽五年(654)、處月部落を以て置きて州と爲し、輪臺に隸せしむ。龍朔二年(662)、府と爲す」(1131頁)。また、『新唐書』巻二一八、沙陀伝には、「又た明年(永徽五年)、瑤池都督府を廢し、即ち処月の地に金満・沙陀二州を置き、皆な都督を領せしむ」(6154頁)と記されている。これらに拠ると、金満州

は庭州輪台県に隸しており（一説には今のウルムチ市南の烏拉泊古城ともいう）、その地理的位置は輪台県の北面、大漠都督府の真南方向に位置していたはずである。

文書の前後の文から見ると、哥邏祿の歩失達官部落一千帳は、金満州の地域の範囲内に遷移して来ているはずである。そのため、唐朝が派遣した担当官が金満州に赴いて問題を処理する必要があったのである。故に、文書はここで龍朔元年あるいは二年の事柄まで遡っており、そのため州を府に改めていないのである。

この金満州刺史沙陀氏が誰か、という問題については、下の文字の残画が少ないため判別は困難である。『新唐書』沙陀伝には、「龍朔初め、處月酋沙陀金山の武衛將軍薛仁貴に従いて鐵勒を討つを以て、墨離軍討撃使を授く。長安二年（702）、進めて金満州都督と爲し、張掖郡公に累封す」（6154頁）と記されている。龍朔年間の處月部の酋長は沙陀金山である。しかし彼は、当時はまだ唐朝が任命した州刺史ではない。しかも、本文書に残留している筆画は「金」の字には見えない。そのため、ここでいう金満州刺史沙陀氏は、おそらく沙陀金山の前任者と考えられる。哥邏祿の破散部落が金満州に流亡してきたため、金満州刺史沙陀氏も、彼らの安置問題に参与したのである。

ここに残存している「]□破、從金山散[」という文字は、下文で述べる哥邏祿部落破散の状況と繋がっている。ここでは、哥邏祿の歩失達官部落の部落は金山から散亡してきた、と述べているように見える。金山とは、現在でいうアルタイ山のことで、北庭の真北に当たる。阿史那賀魯の叛乱を平定した後、唐朝が三姓哥邏祿を安置した場所であり、また、大漠都督府の駐地所在地でもある。

ここで補足説明をしておくべきなのは、唐朝が哥邏祿歩失達官部落の百姓を大漠都督府のものと居所に還そうとしているということは、この部落は明らかに哥邏祿の大漠都督府の属している、ということである。『新唐書』卷二一七、葛邏祿伝には、次のように記されている：「顯慶二年（657）、謀落部を以て陰山都督府と爲し、熾俟部を大漠都督府と爲し、踏實力部を玄池都督府と爲し、即ち其の酋長を用って都督と爲す⁽¹⁴⁾」。これによって考えるに、

(14) 『新唐書』卷二一七、葛邏祿伝、北京：中華書局、1975年、6143頁。

大漠都督府の民衆は、三姓哥邏祿の中の熾俟(Čigil)部に属している。熾俟部の下には、いくつかの枝分かれした部落がいたはずで、おそらく歩失達官部落もその部落の中の一つである。ただし、文書の中ではこの部落は「壹阡帳」と記されている。貞観二十二年(648)四月に西突厥の葉護阿史那賀魯が来降してきた時に率いていた余衆は、数千帳程度であった。歩失達官部落は、破散されたとはいえ、相当の規模を保っていたのである。

永徽元年(650)に阿史那賀魯が叛乱した後、哥邏祿部も彼に従って兵を起こしている。顕慶二年(657)、唐朝は、一方面で右屯衛將軍蘇定方を派遣して討撃せしめ、もう一方面では右武衛大將軍阿史那彌射・左屯衛大將軍阿史那步真をして西域地区に到って安撫せしめた。『旧唐書』卷一九四下、突厥伝下には、「彌射又た進みて雙河に次り、賀魯、先に歩失達干をして散卒を鳩集せしめ、柵に據りて拒戦せしむ。彌射・步真之を攻め、大潰す」(5187頁)と記されている。ここの歩失達官その人と、本文書の歩失達官部落は名称が同じであるが、彼がもともとこの部に属していたのかどうかは判らない。顕慶二年に蘇定方が徹底的に賀魯を打ち破った後、哥邏祿はまた唐朝に降っており、唐朝は陰山・大漠・玄池の三つの都督府を設けて彼らを安置した。場所は庭州以北・金山西方のイルティシュ河畔であった。

本文書で触れている哥邏祿首領咄俟斤烏騎支は、哥邏祿歩失達官部落の首領の一人である。その当時の大漠都督府の都督は、熾俟部の首領である。これについては、幸いにして西安市文物考古研究所の所蔵する「熾俟弘福墓誌」⁽¹⁵⁾に、関係する記載を見ることができる。ここに、関係する部分を引用する。

大唐故雲麾將軍、左威衛將軍、上柱國、天兵行軍副大使兼招慰三姓葛邏祿使熾俟府君墓誌銘并序

公諱弘福、字延慶、陰山人也。……曾祖娑訶頡利發、大漠州都督、鎮沙朔而用武、保公忠而竭誠。祖步失、右驍衛大將軍兼大漠州都督、天山郡開國公。統林胡而莫犯、司禁旅而踰肅。父力、本郡太守。紹前烈而有光、翼後昆而可大。公……萬歲登封元年、進雲麾將軍、左威衛將軍、上柱國。忠謹日彰、勳庸歲積。詔充天兵行軍副大使兼招慰三姓葛邏祿使、

(15) 図版は『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第3冊、天津：天津古籍出版社、1991年、161頁に見える；録文は周紹良・趙超主編『唐代墓誌匯編續集』開元144、上海：上海古籍出版社、2001年、551—552頁に見える。

於是臨之以敬，董之以威。士馬之富如雲，戈鋌之明似雪。……神龍二年十二月廿九日行路遭疾，終於劍州劍門縣之逆旅，春秋五十有三。……夫人沙陁氏，封燕郡夫人，從夫之貴也。塞淵其德，淑慎其儀。即以開元廿四年五月十七日祔葬于長安高陽原，禮也。

葛承雍氏の考証によると、熾俟弘福の曾祖父にあたる娑訶頡利發は、顯慶二年に大漠州都督府が設置された後、最初に都督に任じられたはずである。祖父の歩失は、顯慶五年以後に大漠州都督を世襲した。彼もまた、唐朝が与える右驍衛大將軍・天山郡開國公の官銜を受けている。父の熾俟力は、「本郡太守と爲」っており、これも同じく大漠州都督に任じたという意味とされる。⁽¹⁶⁾ この考えは、だいたいにおいて受け入れることができる。曾祖の名は「娑訶」であるという。これは、『新唐書』卷二一七下、葛邏祿伝に見える「娑訶」の本来の表記で（6143 頁）、哥邏祿熾俟部の別称である。⁽¹⁷⁾

その祖父である（熾俟）歩失を龍朔二年前後の熾俟部首領と見なすのであれば、歩失達官部落は、まさに熾俟部のなかの主体の部落である。それ故、熾俟部の首領は「歩失」をもって自己の漢名としたのであろう。

2007 年 10 月下旬、筆者は、西安碑林学術研討会に参加した際、長安区の博物館を参観し、幸いにも館長の穆曉軍先生のご好意により、新発見の熾俟弘福の長子、熾俟迪の墓誌を見ることができた。誌文中の関係する部分を下に抄録する。

〔唐〕故游撃將軍右武衛中郎將熾俟公墓誌銘并序 京兆進士米士炎撰
公諱迪，字伏護，陰山人也。……曾祖歩失，右驍衛將軍，兼大漠州都督，天山郡開國公。外綰穹廬之長，內參禁脣之任。服勒無斃，授寄方殷。祖力，雲麾將軍，左武衛中郎將，兼本郡太守。奉承世官，分理郡國。出則扞城禦侮，入則捧日戴天。昭考弘福，雲麾將軍，左威衛大將軍，兼知天兵軍副大使，招慰葛祿使。……公即大將軍之元子也。……萬歲通天中，特

(16) 葛承雍「西安出土西突厥三姓葛邏祿熾俟弘福墓誌釈証」，榮新江・李孝聰主編『中外關係史：新史料與新問題』，北京：科学出版社，2004 年，449－456 頁。特に 452－453 頁を参照。

(17) ペリオは早くに「娑訶」は正しくは「娑訶(Sabāg)」であることを論証していた。P. Pelliot, "Neuf notes sur des questions d'Asie centrale", *T'oung Pao*, XXVI, 1929, p. 243 参照。「熾俟弘福墓誌」の出現は、その判断の有力な証拠となる。

受游撃將軍，左威衛翊府右郎將，從班次也。……以天寶十一載四月十七日，寢疾終於京義寧里之私室，時春秋六十有九。……夫人康氏，琴瑟之友，金玉其相。薨花早凋，藁瘞郊外。即以天寶十三載五月廿五日，祔葬於長安高陽原，禮也。……

ここでいう、曾祖歩失が「外にありては穹廬の長を結び、内にありては禁膺の任に參」じたというのは、熾俟弘福墓誌の意味と同じであり、我々の上に置ける論証にさらに史料を加えるものである。

もう一つ注目するに値するのは、熾俟迪の夫人がソグド姓の康氏であるという点である。これは、哥邏祿歩失達官部落とソグド人が関係を持っていたことを証明している。あるいはこのことは、西州と沙陀金滿州が、哥邏祿歩失達官の大漠都督府の百姓破散問題进行处理したときに、ソグド人が参与し、同時にソグド語の通信文を発していることを説明できるかもしれない（詳しくは下文を参照）。

C組：

第（三）組文書は、C組である。

上には朱文で「西州都督府之印」が捺されている。第14・15行の間および第29・30行の間にある二箇所の紙の継ぎ目の裏面には、残欠した押署と「西州都督府之印」が捺されている。これはこの部分が西州都督府の牒文であることを示している。

上述したように、文書の第1－27行目は、B組の燕然都護府の牒文を転写しており、文書の多くの残欠した文字を復原できる。第28行－29行目では、哥邏祿部落が金滿州地域に逗留しており、その他の部族に侵擾されることを恐れているので、そのため唐朝に報告する、朝廷が詔を発して哥邏祿部落を本土に帰らせる、云々の問題に触れている。後ろの第30行－35行も、上面のB組の後半、つまり第（二）組冒頭に位置する判文の第1行－10行と完全に一致しており、最後の1行で唐朝が慈訓という人物を派遣してその事宜の処理に向かわせたことを述べている。最後の部分は、元の文書の末尾まできており、年代はおそらく龍朔二年十月末から年末までの間である。

紙の継ぎ目の後ろ側の冒頭二行は、牒文の抄目である。つまり、「西州都督府受領燕然都護府牒爲領大漠都督府部落返回原居地事」で、前に貼られて

いる文書を指している。第 44 行－49 行は、龍朔三年（おそらく正月）の西州都督府典康義の牒である。この牒文は非常に短く、だいたい抄目に触れている牒文について述べているだけで、如何に行動するべきかについての裁定を仰いでいる。しかし、この文書は正式の文書ではない。官印もないので、おそらくは、牒文の控えの抄目か草稿である。最後の一行は判文で、残欠が甚だしいため、その内容は推測できない。

D 組：

第（四）組文書である。内容は、龍朔三年正月西州都督府牒文で、哥邏祿歩失達官部落が述べている自らの状況を転記している。部落の百姓が現在どこにいるか、朝廷が彼らをお大漠都督府に還らせようとしているにも関わらず、彼らが帰還を願わない原因を述べている。調査を経て、この部落が賊に打散された後、龍朔二年以来、金満州地区に住んでおり、かつ麦田に播種していることを知った。麦を収穫した後、首領六人が五十帳を率いて金山に向かったが、人数は多くはない。今回使者が到来し、再びその他の帳落にも大漠に返るように促したが、その他の首領はすでに京師に入っているため、統領するものが無く、首領たちが帰ってくるのを待たなければ帰れない、と述べている。

E 組：

即ち、第（五）組文書である。第 1－4 行は文書を受け取った官吏の署名である。5－7 行は受領と行判、および勾検〔とりしらべ〕の記録である。最後の 8－11 行は、一つの長い抄目で、だいたい牒文正文には、以下の何層かの内容があったことが見て取れる：燕然都護府は西州都督府に牒して、大漠哥邏祿歩失達官部落事の受領を告知したこと；また、西州から使者を金満州に遣わし、哥邏祿部落を移動させて大漠都督府へ帰らせることについて互いに協力したこと；後に、また□慈訓を使者に充て、金満州に出向いて事務の処理をさせたこと；哥邏祿歩失達官部落一千帳を燕然都護府の管轄地内に送り返そうとしていること、である。

文書の上下が共に残欠しているため、ここの内容の一部は、前の文書の内容に基づいて推測したものである。そのため、必ずしも正確ではないが、大意はこのようなものと考えられる。

ソグド語文書：

以上の何組かの漢文文書以外にも、同時に整理した文書の中に、さらに一件のソグド語文書残片（2004TBM107:3-2）が存在する。吐魯番巴達木第 107 号墓から出土したもので、漢字の朱文官印が捺された正式な官文書である。吉田豊教授の転写と翻訳によると、その中でも「哥邏祿」について触れており、年代は龍朔三年である。⁽¹⁸⁾ その上に捺されている官印を、我々は「金満州都督府之印」と釈読した。

上文で引用した『新唐書』卷四三、地理志によれば、金満州都督府は、永徽五年（654）に州として置かれ、龍朔二年（662）に金満州都督府に改められた（1131 頁）。我々が扱っている文書でも、まさしく龍朔二年十一月以前はすべて「金満州」と称している。C 組の最後の龍朔三年の文書の上でも、「金満」の文字はあるが、これが州であるのか府であるのかを明らかに書いていない。しかし、『新唐書』沙陀伝においては、沙陀金山が長安二年（702）に「進みて金満州都督と為」った時も、まだ金満州都督府の簡称は金満州であった。

ソグド語文書上の「金満州都督府之印」によって、この龍朔三年のソグド語文書は、哥邏祿部落を大漠都督府に帰還させて安置する過程で、金満州都督府が発した文書と認められる。この文書は、おそらく西州都督府に向けて発出されたもので、そのために西州地区に残ったのである。

この文書は、当時、沙陀部が外界と連絡を取る時に、ソグド語を使用していたことを証明している。彼らの書記官は、早期の突厥可汗国における書記官と同じく、おそらくはソグド人が担当していたのである。

文書の内容に依拠して、我々は、全巻を「龍朔二・三年（662－663）西州都督府案巻為安稽哥邏祿部落事」と定名した。以上の五組の文書の主要内容を総括すると、史籍の中に記載されていない重要な史実を知ることができる。

おおよそ龍朔元年十一月以前、唐朝は、西突厥処月部に設けられた金満州刺史沙陀氏の何者かから報告を得た。それによると、哥邏祿歩失達官部落が

(18) この文書に関する簡単な紹介については、榮新江「新出トウルファン文書に見えるソグドと突厥」『環東アジア研究センター年報』第 1 号、新潟大学、2006 年 3 月、11 頁を参照。詳細な研究は、Yutaka Yoshida, "Sogdian Fragments Discovered from the Graveyard of Badamu", 『西域歴史語言研究所集刊』第 1 輯、北京：科学出版社、2007 年、45－53 頁を参照。

賊人に打散され、一千帳の百姓が金山（アルタイ山）から南下し、金満州地域（今のウルムチ烏拉泊古城の北方）に留まった。十一月某日、唐朝は東都尚書省からそれぞれ燕然都護府・哥邏祿部落に勅文を発し、燕然都護府に対し、この事件について西州都督府と互いに連絡を取り、哥邏祿歩失達官部落の部衆を送り出し、哥邏祿大漠都督府のものと居住地に帰還させようとした。西州は、これに従って柳中県丞□客師を使に充て、処月部金満州に赴かせ、金満州刺史とともに送還のための事務処理をしている。龍朔二年三月、燕然都護府は□客師の報告を得た。哥邏祿首領咄俟斤烏騎支陳の状には、「部落百姓は龍朔元年の勅令を奉じる前に、すでに水のある土地で麦田に播種してしまいました。しかも、放牧していた羊馬は風雪に遭い、十分な草料を蓄えてもおらず、そのためやせ衰えて、再び山を渡り沙漠に入ることはできず、大漠都督府の管轄地に帰ることはできません。そのため、部落の百姓は朝廷が手配して彼らを甘州の地に到らせて住まわせることを望んでいます。」と述べている。甘州の条件は、もちろん金山地区より良好である。

十月中旬以後、西州はまた使人□慈訓を派遣して金満州に赴かせ、燕然都護府・金満州などと連絡を取り、すみやかに哥邏祿部落を送り出し、大漠都督府に帰還させようとしている。しかし、哥邏祿部落は、大漠都督府に通じる道が賊によって遮られ、暫時不通となっていることと、播いた麦田が未だ収穫を迎えていないことを理由に、金満州界内にとどまることを希望している。

龍朔三年正月に到って、金山に通じる道路を阻害していた「凶醜」が撃退されたため、慈訓らの努力のもと、哥邏祿部落の百姓は、麦を収穫した後で、6人の首領に率いられた五十帳が金山に向かって移動した。しかし、人数は多くはない。その他の首領はすでに京師（長安）に向かっていたので、首領たちが帰ってくるのを待たなければ帰れなくなったのである。以下の文書は欠失しているが、哥邏祿部落の破散と、唐朝による処理の状況は、基本的に描き出すことができる。

3. 早期哥邏祿史概説

本案巻の主役は哥邏祿である。早期の哥邏祿の歴史については、内田吟風の「初期葛邏祿（Karluk）族史の研究」という論文でよく整理されている。⁽¹⁹⁾

エチェディ (Ildikó Ecsedy) の “A Contribution to the History of Karluks in the T'ang Period” という論文でも、哥邏祿の歴史に関わる漢文史料を前期 (7 世紀) と後期 (8 世紀) に区分して、いくつかの歴史・地理問題について明らかにしている。⁽²⁰⁾ H. Hoffmann “Die Qarluq in der tibetischen Literatur” は、チベット語史料の中に含まれる哥邏祿に関する内容を明らかにしている。⁽²¹⁾ A.-M. Blondeau と G. Uray は、敦煌チベット語写本の中の哥邏祿人の養馬技術に関する資料を刊行し、その価値について検討している。⁽²²⁾ O. Pritsak は、“Von den Karluk zu den Karachaniden” という一文の中で、アラビア語史料・ペルシャ語史料を用いて、哥邏祿部落の名称および葛邏祿の後期の発展について、詳細な記述を行っている。⁽²³⁾ 張雲の「葛邏祿部早期史初探」・薛宗正の「葛邏祿の崛起及其西遷」においても、哥邏祿の早い時期の歴史について、考察を行っている。⁽²⁴⁾ これらの研究は、我々が哥邏祿文書を整理し、その早期の歴史を明らかにする上で、大きな助けとなってくれた。

以下では、先に原史料と内田氏の論文を手がかりとして、哥邏祿の早期の歴史について必要な叙述を行い、また、以下の行論で扱う問題と関係する史料を重点的に提示したいと思う。

哥邏祿は、漠北の鐵勒・テュルク系統に属する部族で、主な活動地域は金山地区である。東西突厥の間に位置していたため、時によって鉄勒または東突厥に属し、時には西突厥に属した。

-
- (19) 京都大学文学部東洋史研究室内田博士退官記念事業会編『田村博士頌寿東洋史論叢』, 1968 年, 初出。『北アジア史研究・鮮卑柔然突厥篇』, 京都: 同朋舎, 1975 年, 495—509 頁に再録。以下の内田氏の説はこの論文から取っている。一々ページ数を注記しない。
- (20) *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae* XXIV. 1-3, 1980 [1981], pp. 23-37.
- (21) *Oriens* 3, 1950, pp. 190-208.
- (22) A.-M. Blondeau (ed. & tr.), *Matériaux pour l'étude de l'hippologie et de l'hippiatrie tibétaines (à partir de manuscrits de Touen-houang)*, Genève 1972, pp. 150-152, 322-323; G. Uray, “The Old Tibetan Sources of the History of Central Asia up to 751 A. D.: A Survey”, *Prolegomena to the Sources on the History of Pre-Islamic Central Asia*, ed. J. Harmatta, Budapest 1979, p. 303.
- (23) *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 101, NF XXVI, 1951, pp. 270-300.
- (24) それぞれ, 『新疆歴史研究』1987 年第 2 期, 14—20 頁; 『新疆大学学报』1991 年第 2 期, 71—79 頁に掲載。

漢文史料中での哥邏祿の初見は、『隋書』卷八四の鐵勒伝である。「伊吾以西、焉耆の北、白山の傍ら、則ち契弊・薄落・職乙・咥蘇・婆那曷・烏謹・紇骨・也咥・於尼謹等有り、勝兵は二萬ばかり」と記されており、内田氏はこれについて、「薄落・職乙」が、後の葛邏祿三姓の中の Bulaq 族（『唐書』では「謀落」に作る）と Čigil（熾俟）であると指摘している。

貞観初め、西突厥の統葉護は、「自ら強盛を負み、國に恩無」かったため、部衆は「咸な怨み、歌邏祿種、多くこれに叛」したという⁽²⁶⁾。内田氏は、哥邏祿は、後には新興の薛延陀の真珠毘伽可汗に帰属したと推測している。貞観十三年（639）前後には、「阿史那步真、既に來りて國に歸すや、咥陸可汗、乃ち賀魯を立てて葉護と爲し、以て步真を繼いで、多邏斯川に居らしめ、西州の直北一千五百里に在りて、處密・處月・姑蘇・歌羅祿・弩失畢五姓の衆を統べしめ」たという⁽²⁷⁾。哥邏祿は、再び西突厥の麾下に歸り、葉護阿史那賀魯の統括に属したのである。

貞観十三年以後、西突厥の咥陸可汗は東方へと大きく勢力を伸ばし、兵鋒は唐朝の伊州にまで到った。唐朝は乙毗射匱可汗を立ててこれと対抗した。射匱可汗の打撃のもと、咥陸可汗もしくは賀魯の部下であった一部の哥邏祿部落は東に遷徙した。貞観十八年（644）、謝叔方を左親衛中郎將とし、「靈州に奉使し、突厥を招輯す。會またま〔卑〕失・哥羅祿等部落の叛兵三千、籟瀆水上にあり、叔方を圍むこと甚だ急なり。叔方、率勵奮撃し、虜衆乃ち解く。還るや、柔遠縣に止まり、伊州の兵を發し、往きて〔薛〕延陀を諭し、其の游軍と與に會撃し、大いに之を破」った⁽²⁸⁾。内田氏は、これは射匱可汗と賀魯の争いによって東の寧夏地方に移動した、賀魯に下属する葛邏祿であるとされている。このほかにも、更に多くの哥邏祿が、アルタイ地区の新興の

(25) 『隋書』、北京：中華書局、1973 年、1879 頁。その中の断句は「薄落職、乙咥、蘇婆、那曷」に作るが、誤りである。

(26) 『旧唐書』卷一九四下、突厥伝、下、5182 頁。

(27) 同上、5186 頁。

(28) 『宋本冊府元龜』卷六五六、奉使部、立功条、北京：中華書局、1989 年、2210 頁；『冊府元龜』卷六五六、北京：中華書局、1960 年、7858 頁。明本は「部落」の上に「叛」字を加えている。

(29) 内田氏は、ここで會失哥羅祿 = Üč-Qarluq = 三姓葛邏祿と考え、そのため直接「三姓葛邏祿」という用法を用いている。しかしエチエディの分析によると、「三姓哥邏祿」と言う用法は開元以降に現れるものである。（I. Ecsedy, "A Contribution to the History of Karluks in the T'ang Period", pp. 34-35). 按ずる

突厥車鼻可汗の勢力範囲内に入ったと考えられる。

『旧唐書』巻一九四上、突厥伝には、貞観二十年（646）、突厥別部の酋長である車鼻（即ち阿史那斛勃）が、「自ら乙注車鼻可汗を稱す。西には歌邏祿有り、北には結骨有り、皆な之に附隸」（5165頁）したと記している。『唐会要』巻一〇〇、哥邏祿国条の記載は、さらに詳しい。「本と突厥の族なり。北庭の北、金山の西に在り、車鼻部落と相い接す。薛延陀の破滅せしの後、車鼻の人衆、漸く盛んにして、葛邏祿、其の下を率いて以て之に歸す」（2123－2124頁）と見える。これは、哥邏祿伝の記録の主な内容を記載したものである。そのため、筆者は、金山の西に遷徙した哥邏祿は、このときの哥邏祿部落が主体であり、彼らは、東突厥の車鼻可汗に属していたと考えている。⁽³⁰⁾

貞観二十一年（647）、唐朝は使者を派遣して車鼻可汗を迎えて入朝させようとしたが、車鼻は受け入れず、唐の使者を殺害した。これにより、貞観二十三年（649）、唐は「右驍衛郎將高侃を遣して潜かに迴紇・僕骨等の兵衆を引きて之を襲撃せしめ、其の酋長、歌邏祿泥孰闕俟利發、及び拔塞匍・處木昆莫賀咄俟斤等、部落を率いて車鼻に背き、相い繼ぎて來降」した。永徽

に、Üč-Qarluqは突厥文の「磨延啜碑」（シネウス碑文）と「鉄爾痕碑」（タリ
アト碑文）に見える（森安孝夫・オチル（編）『モンゴル国現存遺蹟・碑文調
査研究報告』、大阪：中央ユーラシア学研究会、1999年、169、179頁参照；耿
世民『古代突厥文碑銘研究』、北京：中央民族大学出版社、2005年、196、211頁。
T. Tekin, “The Tariat (Terkhin) Inscriptions”, *Acta Orientalia Academiae Scientiarum
Hungaricae* 37, 1983, pp. 43-68; Ablet Kamalov, “The Moghon Shine Usu Inscription
as the Earliest Uighur Historical Annals”, *Central Asiatic Journal*, XLVII.1, 2003, pp.
77-90 参照。これらはすべて回鶻時代の碑銘である。三姓葛邏祿は全体として、
先に突厥第二可汗国に属しており、「三十姓突厥」の組成部分となっており（鈴
木宏節「三十姓突厥の出現——突厥第二可汗國をめぐる北アジア情勢」、『史学
雑誌』第115編第10号、2006年、17－19頁参照）、後にまたウイグル可汗国
に帰属した。内田氏の會失哥邏祿＝Üč-Qarluq説は採用しない。薛宗正「葛邏
祿の崛起及其西遷」72頁の引用文では、「界」は、即ち「卑」であるとしている。
卑失は突厥部落の一つであり、この補は納得できるため、これに従う。

- (30) 「車鼻」は、「車鼻施」等とも書かれ、突厥の官号である。原語は恐らく突厥
語の čaviš から来ていると考えられるが、あるいはソグド語の čapiš の可能性
もあり、「將軍」を意味する。この語は、エフタルに源を発しており、そのご
西突厥に継承され、この官号を持つ者の大多数は中央アジア地区あるいは西突
厥の領土と関係がある。吉田豊 “Some Reflections about the Origin of čamuk”, 森
安孝夫編『中央アジア出土文物論叢』、京都：朋友書店、2004年、131－132頁。
あるいは東突厥の車鼻可汗と西辺にはもともと関係があり、そのために哥邏祿
と密接な関係があったのかもしれない。

元年（650）九月，高侃は車鼻を捕らえ，長安に護送した。唐朝は「其餘衆を鬱督軍山に處き，狼山都督^おを置きて以て之を統べしめ」，改めて車鼻可汗に属する各部を安置した。

『新唐書』卷四三下，地理志の「渾河州都督府」条には，次のように記されている：「永徽元年，車鼻可汗の餘衆，歌邏祿の烏德隄山左廂部落を以て置く」。また，「狼山州都督府」の条には，「永徽元年，歌邏祿右廂部落を以て置き，都督府と爲し，雲中都護に隸せしむ」（1121 頁）と記されている。

いわゆる「雲中都護」というのは，龍朔三年以後にはじめて出現する表現で，実際には「燕然都護」とするべきである。『唐会要』卷七三の「安北都護府」条では，「燕然都護府」としている。⁽³⁰⁾ここから，永徽元年十月二十日に，哥邏祿部の主体が金山の東側と鬱督軍山（今の杭愛山）一帯に移動するまで，燕然都護府に隸属していたことが判る。⁽³²⁾

また別の哥邏祿部落は，貞觀二十二年四月に，射匱可汗の攻撃を受けた阿史那賀魯の南下に従い，唐朝の庭州に逃げ込み，天山北麓の庭州一帯に居住した。⁽³⁴⁾これはすなわち，『冊府元龜』卷九九八，外臣部・奸詐条に記してある，「阿史那賀魯は，貞觀中，執舍地・處見（木）昆・婆鼻三姓の兵衆を以て歸朝す」という記事から判る。⁽³⁵⁾その中の「婆鼻」とは，即ち「婆匐」⁽³⁶⁾・「婆匐」⁽³⁷⁾であり，上述のように，正しくは「娑匐」⁽³⁸⁾である。これは哥邏祿熾俟部の別称である。これによって，このとき賀魯に従って庭州に到達したのは主に熾俟部の哥邏祿部の衆であったと推測することができるかもしれない。

永徽元年十二月，瑤池都督沙鉢羅葉護阿史那賀魯は，唐太宗の崩御を聞いて

(31) 『旧唐書』卷一九四上，突厥伝，上，5165 頁。

(32) 『唐会要』卷七三，安北都護府には，次のように記されている：「永徽元年……至十月二十日，以新移葛邏祿在烏都隄山者，左廂部落置狼山州，右廂部落置渾河州，並隸燕然都護府。」（1558 頁）左・右と『新唐書』の記載は相反しており，学界ではふつうは『新唐書』の記載を採っている。

(33) 譚其驤主編『中国歴史地図集』，第 5 冊，関内道北部，北京：中国地図出版社，1982 年，42 - 43 頁，参照。

(34) 『唐会要』卷九四，西突厥，2007-2008 頁。

(35) 『宋本冊府元龜』卷九九八，4033 頁；『冊府元龜』卷九九八，11711 頁。

(36) 『唐会要』卷一百，葛邏祿国，2124 頁（この断句は，「葛邏祿，謀刺婆，匐踏實力三部」に作っているが，誤りである）。

(37) 『新唐書』卷二一七下，葛邏祿伝，6143 頁。

(38) 「熾俟弘福墓誌」，『全唐文補遺』第 2 冊，陝西省古籍整理弁公室，吳鋼主編，西安：三秦出版社，1995 年，22 頁。

て、叛乱を起こし、自ら可汗を称し、西域の地を掌握した。処月・処密・姑蘇・歌邏祿・卑失五姓もこれに従って反した。⁽³⁹⁾ この哥邏祿は、賀魯に従って庭州に到った部分を含むだけでなく、唐朝によって金山以東地区に安置された哥邏祿部の主体をも含んでいる。彼らは、阿史那賀魯の反乱軍の基礎を成す勢力となった。永徽二年（651）七月、唐朝は「左武候大將軍梁建方・右驍衛大將軍契苾何力に詔して弓月道行軍總管と爲し、右驍衛將軍高德逸、右武候將軍薛孤吳仁を副と爲し、秦・成・岐・雍府の兵三萬人及び回紇五萬騎を發して以て之を討たしめ」⁽⁴⁰⁾ た。ここに見える派遣した兵の中にも、金山の東で、哥邏祿と境界を接した回紇がいる。あるいは、回紇以西の地区がすべて賀魯の叛乱に従ったことを説明しているのかも知れない。

唐朝が賀魯の乱を平定する過程は非常に長いので、ここでは哥邏祿と関係のある事件だけを取り上げる。

永徽六年（655）五月癸未、右屯衛大將軍程知節を蔥山道行軍大總管とし、賀魯を討伐せしめ、「歌邏祿・處月を撃ち、斬ること千級、馬を収めること萬もて計」⁽⁴¹⁾ えた。顕慶元年（656）八月、程知節は、「賀魯の所部の歌邏祿獲刺頡發、及び處月の預支俟斤等と與に、榆幕谷に戦い、大いに之を破り、斬首すること千餘級、駝馬牛羊を獲ること萬もて計え」⁽⁴²⁾ た。これらの記載は、哥邏祿が、当時たしかに賀魯が唐朝と戦うための主力部隊の一つであったことを物語っている。

顕慶二年十一月、唐朝は完全に阿史那賀魯の乱を平定し、天山南北・葱嶺東西の西域の広大な地区に羈縻州府を設置し、西突厥部落およびその支配下にあったオアシス王国を安置した。賀魯の叛乱に従った哥邏祿部に対しては、その居住地——金山西部地区に安置し、「謀落部を以て陰山都督府と爲し、熾俟部を大漠都督府と爲し、踏實力部を玄池都督府と爲し、即ち其酋長を用いて都督と爲」⁽⁴³⁾ した。

按ずるに、『唐会要』巻一〇〇、葛邏祿国・『新唐書』巻二一七、葛邏祿伝・『資治通鑑』巻二〇〇には、いずれも哥邏祿三都督府の設立は顕慶二年（657）

(39) 『新唐書』巻一一〇、契苾何力伝、4119 頁。

(40) 『資治通鑑』巻一九九、北京：中華書局、1963 年、6274 頁。

(41) 『新唐書』巻二一五下、突厥伝、下、6062 頁。

(42) 『旧唐書』巻四、高宗本紀、76 頁。

(43) 『新唐書』巻二一七下、葛邏祿伝、6143 頁。

であると記されている。しかし、『唐会要』巻七三の「安北都護府」条だけは、顕慶三年（658）に掲げている。

一般的に、西域羈縻都督府の設立は顕慶二年末に賀魯を徹底的に平定した結果とされている。但し、永徽三年にも唐朝の弓月道總管であった梁建方・契苾何力は、兵を率いて朱邪孤注を斬り、そののち処月部が降り、そこで処月の地を以て金満・沙陀二州を置いている。西域東部地区はすでに基本的に安定してきており、⁽⁴⁴⁾そのため、哥邏祿がもし顕慶元年八月に程知節の攻撃によって唐朝に降伏していた場合、顕慶二年に大漠等三都督府を設立して哥邏祿部落を安置したという考えも、十分に成立するのである。

以上、やや詳細に早期哥邏祿の歴史を述べ、内田吟風氏の基礎の上にいくつかの問題について補足的な論述を行った。

4. 早期哥邏祿史に関する若干の問題

執筆された時期が早いために、内田氏が参照した史料による限り、哥邏祿三都督府の成立は顕慶三年と考えざるをえない。現在、新出土の吐魯番文書の史料によって、我々は哥邏祿の早期の歴史及びいくつかの関係する問題について、さらに検討できるようになった。

(1) 哥邏祿の名称問題について

本組の案卷文書では、漠北の燕然都護府で書かれて送られてきた文書でも、当地吐魯番の西州都督府で書かれた文書でも、すべて「哥邏祿」という書き方が用いられている。この書き方は、現存の唐朝典籍にはほとんど見えないものである。しかし、多くの官印を有する官府の正式の公文書中に出現しているため、これがおそらく当時の正式な名称であったと考えられる。本稿の行論中では、この書き方を使用し、その他の文献を引用するときのみ、各々の書き方を尊重した。

唐朝の史籍の中では、哥邏祿の書き方は一致していない。例えば、『通典』巻一七四、州郡四、伊吾郡条・『宋本冊府元龜』巻六五六、奉使部、立功条では「羅邏祿」に作っており、本文書の書き方と最も近い。これらの史料の

(44) 呉玉貴『突厥汗国与隋唐関係史研究』、北京：中国社会科学出版社、1998年、391－392頁。

根拠はおそらく唐代前期の図経である。

『通典』巻一九八、辺防一四、北狄五、突厥中では、また「歌邏祿」に作っている。これは最もよく目にする早期の書き方である。『新唐書』巻四三下、地理志・『新唐書』巻一一〇、契苾何力伝でも「歌邏祿」に作り、『通鑑』巻二〇〇にも同様の書き方が見える。『旧唐書』一九四、西突厥伝では、所によって「歌邏祿」と書いたり、別の場所では「歌羅祿」と記したりしている。『太平寰宇記』巻一九八でも「歌羅祿」に作る。さらに多く見られる書き方は、『唐六典』巻四、『通典』巻一九八・一九九、『新唐書』巻二一七の突厥回鶻伝、『唐会要』巻一〇〇などで見られるもので、すべて「葛邏祿」に作っている。

この種の書き方で最も早い実例は、開元二十四年(736)の「熾俟弘福墓誌」である。現在、史籍の伝記ではみな「葛邏祿」と書いているが、この種の書き方は時として「葛羅祿」と書くこともある。

エチエディは、かつて、「歌邏祿」というような書き方は、部落名称であるか首領の名称であるかにかかわらず、普通は7世紀時期の史実を指す場合に用いられ、一方で「葛邏祿」という書き方は8世紀の史実を指す、と指摘している。⁽⁴⁵⁾ これは卓見であると思われる。

史料によっては、「葛邏祿」を用いて歴史を叙述してきたにもかかわらず、貞観時期のある首領に言及するときには、「歌邏祿」を用いるものもある。つまり、唐朝の史料が後人の手で整理されるときに、たとえ晩期の「葛邏祿」の名称を用いていても、依拠した原史料によっては「哥邏祿」あるいは「歌邏祿」と書いており、これによって現存する文献の中にも二つの時代の属性を見出すことができるのである。

以前は、「哥邏祿」か「歌邏祿」かにかかわらず、すべて鉄勒—突厥語の単語 qarluq の音訳と考えられていた。この単語は突厥文「ビルゲ可汗碑」および「キョルテギン碑」に見える。⁽⁴⁶⁾ 今、新出吐魯番漢文とソグド語文書を通して、漢人と歌邏祿部落の間で翻訳を担当していたのは、おそらくソグド人であることが判明した。新出のソグド語文書の中に、まさに哥邏祿のソグド語の書き方である xr'r'wy が保存されている。エチエディは、かつて、二文

(45) I. Ecsedy, "A Contribution to the History of Karluks in the T'ang Period", pp. 24-25.

(46) T. Tekin, *A Grammar of Orkhon Turkic*, Bloomington: Indiana University Publications, 1968, pp. 244, 245, 236.

字で表す「葛邏」の方が突厥文の qarluq に符合することを指摘している。現在、ソグド文の綴りと合わせて考えてみると、漢文の「哥邏祿」の書き方は、おそらくソグド語の xr'r'wy から来たもので、そのため、中間の「邏」は欠くべからざるものであったのである。

(2) 哥邏祿と燕然都護府の関係

哥邏祿は金山地区を根拠地としており、東西突厥の大勢力の間に挟まれ、時によって東に附し、時によっては西に属し、反復常なかった。全体を見渡せば、唐朝が永徽元年に車鼻可汗を俘獲したあと、一度だけとはいえ、哥邏祿の主体部分を金山東麓と鬱督軍山地区に移し、狼山・渾河二州を設置し、ともに燕然都護府に隷属させたこともあった。しかし、哥邏祿部はすぐに西突厥の阿史那賀魯に従って叛乱を起こし、西側の天山北麓に移って唐軍と戦った。ここに到って、金山東麓と鬱督軍山地区の狼山・渾河二州は廃止されたようである。

しかし、乾封元年(666)に高宗が泰山で封禪を行った際に、「狼山都督葛邏祿社利等首領三十餘人、並に扈從して嶽下に至り、名を封禪之碑に勒⁽⁴⁷⁾」している。つまり、狼山都督府はこのときもまだ存在していたのである。もちろん、入朝した哥邏祿首領の遙領である可能性もあるが、これによって、哥邏祿部落と燕然都護府の隷属関係もまた消え去っていないことが判明する。

顯慶二年に、唐朝は阿史那賀魯を打ち破り、金山以西に改めて大漠・玄池・陰山三都督府を設立した。この三都督府は、西突厥の處木昆・突騎施・胡祿屋・攝舍提・鼠尼施等部を以て設けられた、安西都護府の隷下に置かれた羈縻都督府の系統には属せず、依然として漠北の燕然都護府に隷属している。

譚其驤先生主編の『中国歴史地図集』第5冊、関内道北部(旧版37-38頁、新版42-43頁)の地図に描かれた安北・单于都護府は、總章二年(669)を基準としている。

その中の哥邏祿三都督府は、すべて安北(燕然)都護府の範囲内に置かれている。しかし、旧版の「隴右道西部」地図(41-43頁)では、時間は顯慶三年から長安三年(658-702)になっており、哥邏祿三都督府も、安西都護府の管轄範囲に入れられている。

(47) 『旧唐書』卷一九四上、突厥伝、上、5166頁。

おそらく、新版の同一の地図（63－64頁）を作成する際にこの問題に気がつき、哥邏祿三都督府を安北（燕然）都護府内に書き入れ、時間の表記を總章二年（669）としたのであろう。

新発見の龍朔二・三年の燕然都護府と西州都督府による哥邏祿部落破散問題処理の案巻は、我々がこの問題を理解するために、新しい証拠を提供してくれている。

唐朝は、大漠都督府に属する哥邏祿歩失達官部落の破散問題を処理する際に、燕然都護府を中心として処理している。よって、龍朔三年時には、大漠都督府等三府が燕然都護府の所管であったことは明らかである。では、その後の情勢はどうだったのであろうか？

乾陵の六十一蕃王像の題名の中に、「右金吾衛大將軍兼大漠都督三姓咽頡葉護昆職」という名が見える。⁽⁴⁸⁾これは乾陵に題名された唯一の哥邏祿の首領であり、三姓哥邏祿の首領のはずである。

『新唐書』卷四三、地理志には、次のように記されている：「咽頡州都督府。初め、玄池・咽頡を〔以て〕州と爲し、燕然に隸せしむ。長安二年、都督府と爲し、北庭に隸せしむ」（1131頁）。これによって、『中国歴史地図集』第5冊、関内道北部においては、咽頡州都督府と哥邏祿三都督府は燕然（安北）都護府の管轄内に画かれるべきであることが判る。これらの都督府は、長安二年（702）に北庭都護府が設立された後、北庭都護府に移隸されたのであり、安西都護府にではないのである。

内田氏は、開元・天宝年間まで、葛邏祿の住地が北庭以北・金山西麓のイルティシュ河畔にあったことを強調している。これは、『通典』卷一七四、伊吾郡の条に記されている、「西北して折羅漫山に到ること一百四十六里、其の山北は大川有りて大磧に連なり、金山に入れば哥邏祿の住處なり」という一文に依拠しており、シャヴァンヌ（Éd. Chavannes）のように、ザイサン⁽⁴⁹⁾＝ノール湖・タルバガタイ山脈・アラ＝クル湖一帯にまで延長して考えてい

(48) 陳国燦「唐乾陵石人像及其銜名的研究」、『文物集刊』第2集、1980年初出；ここでは作者の修訂本に依拠する。林幹編『突厥与回紇歴史論文選集』、北京：中華書局、1987年、387-388頁参照。

(49) 沙畹（Éd. Chavannes）『西突厥史料』、馮承鈞訳、北京：中華書局、1958年、246頁。陳国燦の上掲の文章では、「大漠都督府及其三姓咽頡的轄地，東起額爾齊斯河，宰桑泊，往西直到今巴爾喀什湖濱」（388頁）と指摘しており、シ

ない。天宝年間になると、葛邏祿の勢力は、北庭の管内まで伸びてきていた。上述の『中国歴史地図集』第5冊の二幅の地図は、大漠都督府をイルティシユ河流域（今の福海県一帯）に置いている。⁽⁵⁰⁾これについては、根拠がどこにあるのか判然とせず、このときの哥邏祿の西方への発展の度合いを確定することはできない。しかし、哥邏祿の中心が漠北の金山地区の近傍に存在していたことは、肯定できる事実である。

(3) 龍朔年間の哥邏祿部落破散問題

史籍の記載を見ると、龍朔元年から三年の初めまでには、哥邏祿の居所である金山一帯では、特に重大な戦争は起こっていない。文書には、龍朔元年に哥邏祿が「賊に破散せられ」たと見え、しかも、だいたい龍朔二年末には、いわゆる「凶醜」は、既に滅ぼされている。では、ここでいう「賊」とは何を指しているのだろうか。

筆者の考えでは、最も可能性が高いのは、漠北の回紇を主体とする鉄勒部落である。

『資治通鑑』巻二〇〇、龍朔元年（661）十月条には、次のように記載されている。

回紇酋長婆閏卒，姪比粟毒代領其衆，與同羅，僕固犯邊，詔左武衛大將軍鄭仁泰爲鐵勒道行軍大總管，燕然都護劉審禮，左武衛將軍薛仁貴爲副，鴻臚卿蕭嗣業爲仙萼道行軍總管，右屯衛將軍孫仁師爲副，將兵討之。
(6326 頁)

ここに記載されている回紇の起兵と唐朝辺地への侵入は、龍朔元年十月である。

新出吐魯番文書の記載では、唐朝が最初に勅を発して燕然都護府に西州都督府と連絡を取って哥邏祿部落を安置させたのは、龍朔元年十一月某日である。両者の時間はちょうど前後対応しており、燕然都護の劉審礼は、回紇討

ャヴァンヌの見方を採用している。

- (50) 『中国歴史地図集』第5冊、隴右道西部、63－64頁。林梅村「西域地理札記」では、陰山都督府の陰山は新疆ボロタラ自治州の婆羅科努山で、大漠都督府の大漠は今の新疆の精河県城の東約30里の托托郷であると考証している。例証に挙げられている陰山・大漠は、陰山・大漠都督府とは同名異地であり、今は採用しない。唐曉峰等編『九州』第2輯、1999年、149－153頁所収。

伐の将領の一人でもある。そのため、筆者は、哥邏祿歩失達官部落を破散した「賊」は、このとき漠北で兵を起こした回紇などの鉄勒部族であると考えている。

哥邏祿は金山の西麓に位置しており、回紇と境界を接している。回紇が兵を起こせば、哥邏祿は最初にその鋭鋒に当たらなければならない。回紇が侵犯した「辺」とは、おそらく大漠都督府の領地ではあるまいか。哥邏祿歩失達官の部落はこれを防ぐことができず、鉄勒に打ち破られ、南方に逃走し、金満州の境内に入って身を避けたのである。彼らは、自らの草場を失ってから、麦を植えて、かろうじて補給をはかるほかなかったのである。

『通鑑』同卷、龍朔二年三月の条には、続けて次のように記されている。

三月、鄭仁泰等敗鐵勒於天山。

鐵勒九姓聞唐兵將至，合衆十餘萬以拒之，選驍健者數十人挑戰，薛仁貴發三矢，殺三人，餘皆下馬請降。仁貴悉阮之，度磧北，擊其餘衆，獲葉護兄弟三人而還。軍中歌之曰：“將軍三箭定天山，壯士長歌入漠關。”

思結，多濫葛等部落先保天山，聞仁泰等將至，皆迎降；仁泰等縱兵擊之，掠其家以賞軍。虜相帥遠遁，將軍楊志追之，爲虜所敗。候騎告仁泰：“虜輜重在近，往可取也。”仁泰將輕騎萬四千，倍道赴之，遂踰大磧，至仙萼河，不見虜，糧盡而還。值大雪，士卒飢凍，棄捐甲兵，殺馬食之，馬盡，人自相食，比入塞，餘兵纔八百人。（6327－6328頁）

これによって、龍朔二年三月時に、唐朝の軍隊は当初は勝利を収めたが、後に敗北したことが判明する。その上、唐軍の将領は、帰降した鉄勒部の衆に対して極めて残忍な屠殺行為を行ったのである。このことは、必然的に鉄勒の衆の頑強な抵抗を招き、唐軍は敗北を喫した。⁽⁵¹⁾

金満州の境内に逃げ込んだ哥邏祿の部衆は、唐軍の惨敗の消息を知っていたはずである。故に、唐朝が何度も勅令を下達し、燕然都護府と西州都督府

(51) 唐軍の統帥である鄭仁泰は、龍朔三年十一月に涼州都督在任のまま死去しており、昭陵に陪葬されている。陝西省博物館・醴泉県文教局唐墓発掘組「唐鄭仁泰墓発掘簡報」、『文物』1972年第7期、33－44頁参照。おそらく、当時の出征の結果が思わしくなかったため、彼の墓誌の中にはこれについて明確に記載していないのであろう。「鄭仁泰墓誌銘」は、張沛編著『昭陵碑石』、西安：三秦出版社、1993年、155頁に収められている。

が催促したにもかかわらず、鉄勒の兵衆が金山地区から退出していなかったため、彼らも大漠都督府の居地への帰還を望まなかったのである。

ここで注目するに値するのは、その時の戦役において、「處月の酋沙陀金山、武衛將軍薛仁貴に従いて鐵勒を討ち、墨離軍討撃使を授けら⁽⁵²⁾れた」という一文である。これは、唐朝が鉄勒を攻撃する際に、一道は処月の所在地であった庭州輪台北面の金満州から出発したことを物語っている。ここは、まさに鉄勒に破散された哥邏祿歩失達官部落が住んでいた土地である。ここから北に向かって鉄勒を迎撃すると、哥邏祿に侵攻した鉄勒兵がさらに南下して、庭州・西州、ひいては安西地区を脅かすことを阻止できる。もう一つは、唐朝は鉄勒への攻撃と哥邏祿の安置を、一つの事件の二つの面として処理しているということである。そのため、哥邏祿部落の破散問題と、鉄勒の叛衆への攻撃には、双方とも沙陀処月部が参与しているのである。

『通鑑』には続けて次のように記されている。

以右驍衛大將軍契苾何力爲鐵勒道安撫使，左衛將軍姜恪副之，以安輯其餘衆。何力簡精騎五百，馳入九姓中，虜大驚，何力乃謂曰：“國家知汝皆脅從，赦汝之罪，罪在酋長，得之則已。”其部落大喜，共執其葉護及設・特勒等二百餘人以授何力，何力數其罪而斬之，九姓遂定。（6328－6329頁）

この条は三月に掛けられているが、単に上の記載に続けて書かれたに過ぎない。唐軍の勝利から敗北まで、そして再び安撫に行くまで、往復の時間を考えれば、一ヶ月で終わることはありえないからである。鉄勒部衆による起兵の最終段階は、龍朔三年正月であったと考えられる。『通鑑』卷二〇一、龍朔三年正月条には、次のように記されている：「左武衛大將軍鄭仁泰，鐵勒の叛者の餘種を討ち，悉く之を平らぐ」（6333頁）。

鉄勒が契苾何力によって平定安撫された消息は、龍朔二年末には金満州の哥邏祿部落に届いていたのであろう。そのため、このときの文書の中で、「凶醜既摧」と記されているのである。このような状況の中で、唐朝政府は、哥邏祿部落を早く大漠都督府の居住地に帰還させたがっていた。故に、哥邏祿部落帰還の事を急がせ、その内の五十余帳が帰還していつている。しかし、部落一千帳という総数からいえば、わずかな数に過ぎなかった。

(52) 『新唐書』卷二一八、沙陀伝、6154頁。

(4) 龍朔年間の西域形勢と唐朝の哥邏祿部落処置の方針

それでは、唐朝は、なぜ哥邏祿部落を急いで大漠都督府の居住地に帰そうとしたのであろうか。

文書によれば、哥邏祿歩失達官の部落は賊によって打破されたとはいえ、一千帳を有しており、小さな数ではない。貞観二十二年に西突厥の葉護阿史那賀魯が庭州に到って唐朝に降った時は、その余衆は「数千帳」に過ぎなかった。⁽⁵³⁾ 唐朝としては、一千帳の部衆に対して、しかも過去に叛服常無かった哥邏祿部落に対して、彼らが金満州地区にいる脅威を考えないわけにはいかなかった。そのため、唐朝がこの事件を処理するときに、燕然都護府と西州都督府および金満州の間で具体的な仕事を行う他にも、庭州・安西都護府などの地に牒を発し、明らかに各方面に何らかの準備を要請しているのである。

実際、庭州一帯は当時も決して平安な場所ではなかった。龍朔二年、西突厥が庭州を寇したとき、刺史の来済は兵を率いて防戦し、戦死している。⁽⁵⁴⁾ 史料の記載は簡単だが、刺史が自ら戦場に向かうとなれば、侵入者の数は少ないものではなかったはずである。この西突厥の余衆の来歴はよく判らない。唐朝にとっては、庭州一帯にとどまっている破散哥邏祿部落までもが巻き込まれてなだれ込んでくるのを阻止しなければならない。これらの哥邏祿部落を、庭州に近い金満州から速やかに大漠都督府に送り返すのは、唐朝にとって最も穏当な処置方法だったはずである。

さらに、文書の中で触れられている哥邏祿歩失達官部落の一部の首領が京師（長安）に行ったまま帰還していないということについてである。これもまた「熾俟弘福墓誌」に記されている、その祖父歩失が「統林胡而莫犯，司禁旅而隳肅」であったことと対応している。前の一句は、彼が大漠都督の地位にあって部衆を統率し、辺境を侵犯しなかったことを述べ、後ろの一句は、彼が長安に入った後、禁衛軍中で職責を遵守したことを述べており、最後に

(53) 『唐会要』巻九四、2007－2008頁。

(54) 『資治通鑑』巻二〇一では、この事件は龍朔二年末(633頁)に掛けられている。『唐会要』巻九四では「三年十月」とされているが、あるいは二年十月とするべきかもしれない。孟凡人『北庭史地研究』では来済による防衛戦は龍朔二年とされている(烏魯木齊：新疆人民出版社，1985年，80頁)。郁賢皓『唐刺史考全編』はこれと同じく、来済の庭州刺史在任時期を、顕慶五年から龍朔二年(660-662)としている(合肥：安徽大学出版社，2000年，527頁)。

は「右驍衛大將軍兼大漠州都督・天山郡開國公」の称号を与えられている。熾俟步失は、大漠都督府の入朝した首領たちの一人であろう。唐朝が首領たちを入朝させたのも、彼らを牽制するための一つの措置であったのである。

5. 小結

吐魯番新出土の「唐龍朔二年・三年（662－663）西州都督府案卷為安稽哥邏祿部落事」は、我々に一つの重要な史実を提示している。龍朔元年十月、鉄勒・回紇等部は漠北で兵を起こして唐に反し、近隣の金山西麓の哥邏祿歩失達官部落を攻撃した。その部落民衆一千帳は破散し、流亡して庭州付近の処月部の金満州境内に到った。唐朝政府は、燕然都護府に勅を発して、燕然都護府と西州都督府に相知させ、西州から金満州に人を派遣して哥邏祿部落を大漠都督府に帰還させる手配をさせた。しかし、龍朔二年に唐朝が鉄勒を討伐した際の将領は、無辜の者まで殺害した。そのため、当初は勝利を収めていたにもかかわらず後に敗北した。状況は不穩で、道路も断絶しており、そのため哥邏祿部落は大漠に帰還できなかった。唐朝が派遣した契苾何力が漠北の鉄勒を安撫した後、哥邏祿部落は龍朔二年末にはじめて故地に帰還できたのである。

われわれは、この文書から、史籍に記載していない史実を了解できるだけではなく、哥邏祿部落と燕然都護府の関係、さらには地理的位置に関する問題をも明らかにしうる。さらに、当時の西域の複雑な民族関係の状況に対する理解を深めることもできる。文書は、唐朝官府が民族関係問題を処理する際の処理方式および具体的な方法についても情報を提供している。しかしながら、紙幅に限りがあるため、この問題については、本稿では細かくは取り扱わないものとする。

〔附記〕本論文の中国語版は、『西域歴史語言研究集刊』第一輯、北京：科学出版社、2007年、13-44頁に掲載された。